

監査結果報告書

平成27年5月19日

社会福祉法人託麻会

理事長 満永 寿博 様

社会福祉法第40条及び関係法令に基づき実施した平成26年度 監査結果
について次のとおり報告します。

監事 吉野正孝 
監事 林田美紀子 

監査日時	平成27年5月19日（火） 10時00分～15時00分
監査場所	熊本市東区小山町2210 障害者支援施設朋暁苑「会議室」
監査実施内容	<ul style="list-style-type: none">・平成26年度会計執行状況及び法人・施設運営状況・監査結果は別紙1, 2, 3, のとおり
監査意見	<ul style="list-style-type: none">(1) 事業報告書は、関連する法令及び通知に従い、当会の事業の執行状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(2) 財産目録は、関連する法令及び通知に従い、当会の財産を正しく示し、不整の点はないと認めます。(3) 貸借対照表は、関連する法令及び通知に従い、当会の資産と負債の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(4) 資金収支計算書及び事業活動収支計算書は、関連する法令及び通知に従い、当会の収入と支出の状況を正しく示し、不整の点はないと認めます。(5) 理事の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
監査結果	<ul style="list-style-type: none">・法人内部だけでなく、外部の公認会計士による収支報告を行っているため、会計士がチェックする欄を加えると良いと思います。・有期雇用契約者は、5年で無期雇用契約となる。当法人の場合、定年後に有期雇用契約を結ぶ際、何歳までを上限とするのかを雇用契約書で明示するとよいと思います。・今後の少子高齢化を考えると、福祉職員の確保、教育、定着、モチベーション向上などの課題が重要であると考えます。 処遇の改善や人材育成にむけた長期的な計画を立て、実践して頂きたいと思います。